

令和3年「緑の募金運動」の実施について

公益社団法人 熊本県緑化推進委員会

1 基本方針

森林は、水源涵養や洪水防止、環境保全、地球温暖化の防止、再生産可能な木質資源の提供等、多様で公益的な機能を持つ県民共有の財産である。県民一人ひとりが、森林を自分に直接関係のあるものとして理解し、それぞれの立場で、また可能な方法で森林づくりに参加することが重要な課題となっている。

このような中、森林を取り巻く状況の変化に対応し、県民の理解を求め、それぞれの地域の課題も踏まえ、森林・みどりに対する課題や関心を具体的な「森を守り育てる」取組みへとつなげる必要がある。

このため、緑の募金による森林整備等に関する法律(以下「緑の募金法」という。)に基づき緑の募金運動を次のとおり展開する。

- (1) 緑の募金運動の展開にあたっては、地域みどり推進協議会及び市町村みどり推進協議会の連携のもとに、県民をはじめ森林ボランティア団体、企業、学校等の協力を得ながら多様な募金活動を行うとともに、新聞、テレビ等を活用した広報活動や公益社団法人熊本県緑化推進委員会(以下、「緑推委」という。)のホームページの充実により、幅広く県民へ「緑の募金」の理解と浸透を図る。
- (2) 緑の募金を活用した事業において、各地域の植樹・育樹行事、緑の少年団活動や森林ボランティア活動の他、学校環境緑化活動や地域環境緑化活動の支援を行うなど「みどりの財産づくり」の推進に努める。

また、緑の募金以外の資金を原資とした森林整備や緑化の推進に関する事業や、国土緑化推進機構が公募する緑の募金中央事業(熊本地震復興事業)の交付金を活用して、熊本地震による被災地域の居住地周辺や学校周辺の緑化を行う熊本地震復興支援にも積極的に取り組む。

2 募金の実施期間

- (1) 春期は、令和3年3月1日から5月31日までとする。
- (2) 秋期は、令和3年9月1日から10月31日までとする。
- (3) 強調月間として、「みどりの月間」(令和3年4月15日から5月14日まで)に多彩な募金関連の行事を実施する。

3 募金の実施区域

熊本県内一円とする。

4 募金資材等の標準額

- (1) 緑の募金に使用する「緑の羽根」1本当たりの標準額を100円とする。
(本募金に協力していただいた人に「緑の羽根」の着胸をお願いする。)
- (2) 緑の羽根以外で使用する緑の募金資材の標準額については、推進委の理事長が定める。

5 募金運動の実施主体

緑の募金の実施主体は推進委とする。推進委は、地域みどり推進協議会(以下「地域みどり」という。)及び市町村みどり推進協議会(以下「市町村みどり」という。)等の協力のもと密接な連携を図り、募金運動の円滑かつ効果的で適切な推進を行う。

6 募金の種類

緑の募金実施要綱(以下「要綱」という。)第10条に定める募金とし別表により区分する。
(家庭募金、街頭募金、企業募金、職場募金、学校募金、その他募金)

7 募金運動の推進体制

推進委及び地域みどり並びに市町村みどりのほか、要綱第6条(緑の協賛団体の認定)、第7条(緑の支援団体の委嘱)及び第8条(緑の協力員の登録)に定めた団体等で行う。

8 募金の実施方法等

(1) 要綱第12条及び第13条の定めにより行う。

(前7項の推進体制の協力のもと募金運動を実施するとともに、募金にあたっては、予め、緑の募金目標額や当該募金による寄付金の使途等の広告を実施し、緑の協力員の身分証明書の携帯、提示を明記する。)

(2) 街頭募金は、新型コロナウイルス感染症対策として対面による募金は極力避けることとされていることから、地域の感染状況等を十分考慮し、安全に実施可能と判断される場合だけ実施することとする。

実施する場合には、別紙「募金活動を実施する場合の注意事項(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて)」を参照するとともに以下の措置も行うこと。

- ・ 街頭募金を行う団体等の責任者は、所轄警察署に対して、予め街頭使用の許可を受けること。
- ・ 街頭募金を行う際には、推進委が発行する認定書、委嘱状、又は緑の協力員証明書及び警察署の許可証(又は写し)を必ず携帯すること。
- ・ 駅構内、職場等建物内での募金に際しては、当該管理者又は責任者に対して、予め募金の了解を受けること。

9 募金による寄付金の取り扱い及び経理等

(1) 要綱第14条の定めにより取り扱う

(緑の協力員等は、寄付金収納の都度、市町村みどり等へ納入し、市町村みどり等は、定められた期日までに、寄付金を金融機関を通じて推進委に直送すること。)

(2) 募金活動に要する経費(会議費、交通費、通信費等)については、募金総額の10パーセント以内で必要な額を推進委が交付する。

(3) 市町村みどり等は、募金による寄付金を、春の募金は6月末日までに、秋の募金は11月20日までに推進委に納入するとともに併せて、「緑の募金成績報告書」(別紙様式)を、推進委並びに地域みどりに提出すること。

10 その他

緑の募金に必要な資材は、推進委が調整して運営に支障のない範囲で供給する。

別表

募金種ごとの区分の基準

募金種別	基準
家庭募金	世帯から募金をいただくもの。市町村が管内の世帯にかわり募金するものを含む。
学校募金	学校で生徒等から募金をいただくもの。
職場募金	職場で職員などから募金を集めていただくもの。
街頭募金	街頭や祭り、イベント会場などで対面により募金をいただくもの。
企業募金	企業の企業会計の中から寄せられた募金。商品価格の一部を企業が募金する場合を含む。
その他募金	募金箱による募金や事務局に直接いただく募金など上記5種の募金に該当しない募金。

「緑の募金」成績報告書

年 月 日

公益社団法人熊本県緑化推進委員会 様

名 称
氏 名

印

「緑の募金」に関し、下記のとおり募金活動を行いましたので報告します。

1 募金趣旨の周知徹底(周知徹底の実施状況)

2 募金活動(寄付金の募集)

募金の種類	実施時期	実施場所	募金額(円)	備考
家庭募金				
学校募金				
職場募金				
街頭募金				
企業募金				
その他				
計				

3 募金活動経費(内訳の欄には使途の明細を記載)

区分	金額(円)	内訳
旅費		
会議費		
通信費		
募金資材購入費		
消耗品費		
計		

※ 募金活動経費は募金額の10%以内で使用可能。募金活動に係る上記区分の経費以外には使用できません。

4 募金納入額(募金額-募金活動経費円)

円

5 募金資材使用個数その他

ふくろうキーホルダー、ストラップ	くまモンバッジクリップ付	くまモンキーホルダー	くまモンバッジ
個	個	個	個

別紙

募金活動を実施する場合の注意事項
(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて)

令和3年1月7日

公益社団法人熊本県緑化推進委員会

はじめに

熊本県緑化推進委員会(以下県緑委という)は、関係する指針等を参考に、募金活動を実施するにあたって注意すべき事項をとりまとめました。

なお、実際の募金活動の実施は、活動地域における新型コロナウイルス感染防止対策に基づく諸規制等を遵守することが前提となります。

また、事務局で実施しない「家庭募金」についても、参考として記載しましたが、実際に募金活動を実施する場合には、地域の感染状況を踏まえた上で、これまでの活動の形態等も十分考慮することが重要となります。

1 共通事項

(1) 健康の管理

- ① 主催者職員やボランティア等は、以下のいずれかに該当する場合には、募金活動に参加しません。
 - ・ 発熱などの症状がある
 - ・ 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある
- ② 体温の測定と記録は参加者にお願いをしますが、活動の際の事前の検温も徹底できるよう、感染症対策に配慮し、非接触型の体温測定器などを準備します。
- ③ 高齢者や基礎疾患を有する方等の重症化リスクが高いと思われる方の活動には十分配慮します。

(2) 手洗い・消毒及びマスク着用の徹底

- ① 募金活動中は、その前後も含め、参加者は手洗いと手指の消毒を徹底します。募金の集計に当たっても、前後の手洗いと手指の消毒を徹底します。
- ② そのため、水道などにより手洗い水を確保し、せっけん、アルコール消毒液、ペーパータオル等を準備して適切に配置します。
- ③ 募金活動中は、参加者はマスクの着用を徹底します。

(3) 「社会的距離」の確保

- ① 参加者や募金者が、2メートル(互いの手を伸ばしたら届く距離)を目安とした適切な距離を確保できる配置や動線とします。

(4) 資材の消毒

募金箱等の資材は募金活動中も定期的に消毒し、活動終了時にも消毒します。

2 分野別事項

(1) 街頭募金

- ① 募金者の皆様や活動参加者が密集することなく、「社会的距離」が確保できるような場所で募金活動を実施します。
- ② 対面状態で大きな声を発することは避けます。そのため、フェイスシールド、拡声器・再生装置等を使用して呼びかけます。
- ③ パネルや印刷物(手渡ししない)を利用して、視覚からも募金を呼びかけます。
- ④ 募金は募金箱により行い接触を避けます。
- ⑤ 緑の羽根を配布する場合は手渡しを避け、羽根を間引いて(セットから外し1本づつにして)用意するなど、複数の募金者の手が相互に接触しないようにします。

(2) (参考) 家庭募金

- ① 訪問により募金活動を行う場合は適宜、訪問者に手指の消毒をするようお願いします。
- ② 可能であれば、屋内に入らず玄関先等で募金活動を行います。屋内に入る場合は、可能な限り短時間とします。
- ③ 寄附金は封筒でいただき、領収書等も封筒で郵便受けにお渡しするなど、できるだけ接触は避けます。

3 その他

- ① 募金活動の実施に当たっては、上記のような注意事項に適切に対応して活動を行っていることを、活動参加者が事前に十分理解するとともに、広報や活動場所での掲示などで、募金者の皆様にお知らせします。
- ② 本注意事項については、新たな知見により関連する指針等が見直された場合など、内容が修正・追加されることがあります。

[参考資料]

- ・ 新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症について(農林水産省HP)
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html
- ・ 募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドラインについて(中央共同募金会HP) <https://www.akaihane.or.jp/news/bokin/14762/>